

## 一般社団法人FC-Cubic 公的研究費の研究倫理規程

令和8年4月1日制定

### (目的)

第1条 一般社団法人FC-Cubic（以下、「本法人」という。）において、文部科学省等から配分される公的研究費を原資とする産業技術研究に対し、すべての研究者が順守すべき倫理を定め、科学的及び社会的規範として適切な方法で研究が遂行されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究」とは、専門的、学際的及び総合的に行う個人研究や、本法人内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の役職員等で本法人の研究活動に従事する者
- (2) 本法人の役職員等で本法人の研究費の運営や管理に関わる者
- (3) 本法人以外の者で第1号の研究支援に関わる者
- (4) 本法人の許可を得て本法人施設等を利用して研究する者

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本法人が交付する研究費及び研究者が本法人以外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「不正行為」とは、研究者が故意又は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことに起因する以下の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが、資料、情報及びデータ等（以下、「資料等」という。）を取得できなかったにもかかわらず、恣意的に研究結果の一部又は全部を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作並びに研究者等が行った調査や実験などを通じて得た資料等を、根拠なく修正又は削除、加工すること
- (3) 盗用 他者のアイデア、分析や解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解なく使用すること、あるいは他者の研究結果、論文及び用語を使用し先行性を主張すること、また適切な手続きと表示を行わずに引用すること
- (4) その他 論文等の発表において著作者が適正に公表されないオーサiership、本質的に同じ論文等を投稿する二重投稿等の虚偽申請、不正行為の証拠隠滅及び立証の妨害行為等の不適切な行為
- (5) 前号までに掲げる以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(本法人の責務)

第3条 本法人は文部科学省の定めるガイドラインに基づき、公正な研究活動を推進するため、必要な管理体制をおく。

2 本法人は、研究者による不正を予防し、研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動及び倫理教育について、全ての研究者に実施する。

3 本法人は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談、又は不正に係る告発、情報提供並びに本規程に関する相談、照会等について、別に定める。

(最高管理責任者の責務)

第4条 公的研究費の管理・監査に関する規程(令和8年4月1日制定)(以下、「管理監査規程」という。)第3条に定められた最高管理責任者について、責務を定める。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び向上並びに不正行為の防止等に関し、公正な研究活動を推進するために適切な管理体制を整備し、自らが啓発活動を定期的に行う。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者から研究活動に係る以下の報告を受けた時は、当該研究の計画及び遂行の中止を命ずることができる。

(1) 研究倫理上の問題及び不正行為等が生じているおそれがある場合

(2) 研究倫理上の問題及び不正行為等が生じた場合

(統括管理責任者の責務)

第5条 管理監査規程第4条に定められた統括管理責任者について、責務を定める。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の保持及び向上並びに不正行為の防止等に関し、優先的に取り組むべき事項を明確化し、不正防止計画として策定する。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス推進にかかるモニタリング等の結果から、要員と対策を包括的に検討し、不正防止計画に関する定期的な見直しを図る。

4 管理監査規程第9条に定められた研究不正の関する調査が行われる場合、調査委員会の長となる。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第6条 管理監査規程第5条に定められたコンプライアンス推進責任者について、責務を定める。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究者が研究を適正に行うよう指導監督し、不正行為の防止等のために適切な対策を講じ、本法人が実施する研究倫理・コンプライアンス教育の実施に対して、管理する部の構成員への教育浸透に責任を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究者に研究データの保存等について報告を求め、その結果を統括管理責任者へ報告する。また、当該研究責任者と利害関係のない研究者を指名し、その研究データの保存等について点検を行うことができる。

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて研究者に研究データの開示を求め、その結果を統括管理責任者へ報告する。

(研究倫理・コンプライアンス教育責任者の責務)

第7条 管理監査規程第6条に定められた、本法人に所属する研究者への研究倫理・コンプライアンス教育責任者（以下、「教育責任者」という。）について、職務を定める。

2 教育責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、不正防止計画に基づくコンプライアンス教育を用意し、定期的実施し、その状況を統括管理責任者に報告する。

3 教育責任者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修として、国立研究開発法人科学技術振興機構が指定する教材の通読、視聴及びeラーニング(e-Learning)等を活用する。また、研究不正の事例に基づいて教育を実施し、アンケートを行うなど理解度の把握や内容の見直しに努める。

(研究者の責務)

第8条 研究者は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、本法人が提供する研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者は、研究のために収集した資料等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、論文等の発表に至るまでの実験や観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を原則10年間適切に保存管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、研究内容に応じて、更に長期間又は短期間の保存が適切な場合は、その限りではない。

5 研究者は、所属機関において不正が発覚した場合には機関の調査に協力し、管理監査規程第11条に定める通り、その処分に従う。

(研究者の倫理)

第9条 研究者は研究に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国や地域の文化、伝統、価値観及び規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想及び宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、告示等及び本法人の諸規約および規程等を遵守しなければならない。
- (4) 産学官連携による受託研究及び共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発

生を回避するよう努めなくてはならない。

- (5) 共同研究者、研究協力者及び研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動及び研究費の取り扱いについて、不正行為が起きないように注意しなければならない。
- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、善管注意義務に基づき、その改善に努めなくてはならない。
- (8) 研究費は年度内に使いきれず返還しても、その後の採択等に影響はしないことを踏まえ、適切な研究費使用を行うこと。
- (9) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行わなければならない。

(説明及び同意)

第10条 人の行動、環境及び心身等に関する個人の資料等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織や団体等から当該の資料等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

3 前各項に関わる研究活動のうち、倫理上の問題が生じるおそれのあるものについては、研究活動等に係る適否等について、事前に統括管理責任者に申請を行い、必要な機関承認を得るものとする。

(個人情報保護)

第11条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料等は、本法人の情報セキュリティ規程（令和8年4月1日制定）に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第12条 研究実験において研究装置及び機器等並びに薬品及び材料等を用いるときは、関係法令、関連規程及び取扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第13条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

2 研究成果の公表には、第2条第4項に規定する不正行為に留意しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

第14条 研究者が、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価及び検

証に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、業務推進部が担当する。

(改廃)

第16条 この規程の改正または廃止は、執行会議の決議をもってこれを行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。